

横浜市南スポーツセンター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

## 1 経緯

横浜市南スポーツセンターの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	馬場 進一郎	日本体育大学体育学部 准教授
委員	嶋村 恵	税理士
	渡部 清晴	本大岡地区町内会連合会会長
	伊藤 満	南区青少年指導員連絡協議会地区会長
	永井 しげみ	南区青少年指導員連絡協議会活動部会長

## 3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者3名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 南スポーツセンター 第3期指定管理者公募書類の決定	平成27年5月27日（水）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年6月15日（月） ～8月3日（月）
現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年6月19日（金）17時まで （申込8団体、16名）	平成27年6月22日（月）
公募に関する質問受付（3団体、38問）	平成27年6月26日（金） ～6月29日（月）
公募に関する質問回答	平成27年7月21日（火）
応募書類の提出（4団体）	平成27年7月30日（木） ～8月3日（月）
◆第2回選定委員会 1 公開プレゼンテーション（傍聴者3名） 2 面接審査	平成27年8月24日（月）

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市南スポーツセンター 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、平均点を取って委員会としての点

数としました。また、その他特記加点・減点事項の平均加減5点をもって評価に加える事ができることとしました。

項 目	審査の視点 (例)	配点
1 安定的な経営姿勢・運営実施体制について (様式8)		15
(1) 施設の管理運営の基本方針	本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。	
(2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。	
(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示 (経営の透明性)	天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示 (透明性)、類似施設の管理実績について示されているか。	
2 施設の平等・公平な利用の確保 (様式9)		5
(1) 公共性・公平性に基いた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、障害児者や高齢者などへの配慮について示されているか。	
3 コンプライアンス (様式10)		5
(1) 関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示されているか。	
4 施設の効用の最大限発揮 (様式11)		25
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援	利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。	
(2) 広報・利用促進活動	実現可能な広報・利用促進策について示されているか。	
(3) スポーツ教室等の計画	スポーツ教室等の事業計画について示されているか。	
(4) 自主事業の計画	具体的な自主事業計画を示されているか。	
(5) 業務履行体制	安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。	
5 管理運営経費 (様式12)		15
(1) 効率的な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示されているか。	
(2) 事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に示されているか。	
(3) 適正な委託・調達・雇用	業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。	
6 施設管理 (様式13)		5
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮	施設の点検・修繕計画及びその予算について示されているか。清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示されているか。	
7 安全管理 (様式14)		10
(1) 平常時の体制	安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。	
(2) 緊急時の体制	緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。	
8 地域との協力 (様式15)		15
(1) 地域支援	地域におけるスポーツ振興事業の取組について示されてい	

		るか。	
(2) 地域連携		地域連携に対する取組について示されているか。	
(3) 地域貢献		地域貢献に対する取組について示されているか。	
9 モニタリング（様式 16）			5
(1) 自己評価・第三者評価		事業の評価を実行するとともに、P D C A マネジメント等の事業改善策について示されているか。	
合 計			1 0 0

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 16 ページ 9 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について】

#### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(ウ) 現地見学会及び応募説明会へ参加していない場合

## 6 応募団体（4 団体）

- (1) ビルネット・日本リコmend 共同事業体
- (2) 公益財団法人 横浜市体育協会
- (3) B S C ・ S F S 共同事業体
- (4) 株式会社 ティップネス

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人 横浜市体育協会
次点候補者	株式会社 ティップネス

## 8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	安定的な経営姿勢・運営実施体制について	15点	14.4点	13.6点
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	5点	4.8点	4.6点
(3)	コンプライアンスについて	5点	4.6点	4.4点
(4)	施設の効用の最大限発揮について	25点	21.2点	21.8点
(5)	管理運営経費について	15点	13.2点	12.6点
(6)	施設管理について	5点	4.4点	4.6点
(7)	安全管理について	10点	8.6点	8.6点
(8)	地域との協力について	15点	14.2点	13.0点
(9)	モニタリングについて	5点	4.4点	4.4点
合計		100点	89.8点	87.6点

## 9 審査講評

応募団体の提案はいずれもしっかりしており、どの団体であってもスポーツセンターの管理運営ができるものと考えられる。団体の得意とする部分をそれぞれ活かした提案で特徴あるものであった。

### (1) 指定候補者（公益財団法人 横浜市体育協会）

施設運営に関する細かい改善点、またマンネリ化とも取れる部分はあるものの、これまでの施設の運営管理で培ったノウハウから、周辺環境を理解した上での具体的な提案へとつながり、計画全体の実効性の高さが裏付けられるとして高い評価を受けた。

また地域密着の姿勢も委員に高く評価された。

全体を通してサービスの質の確保・向上及び区民のスポーツ振興を目的とした運営が期待でき、多くの評価項目について他の団体より優れていた。

**(2) 次点候補者（株式会社 ティップネス）**

次点とはなったが、1位候補者とは僅差であり、全体を通して提案は素晴らしいものであり、評価基準項目の得点で第1位候補者を上回る評価のものもあった。一方スポーツセンターの近隣や地域の特性の理解度につながるが、評価基準項目の大項目「地域との協力」の各項目において、地域への関わり方など地域との交流を促進する取り組みについて提案に具体性があると良かった。